

## 環境影響評価専門部会の会議の公開に関する取扱方針

平成 21 年 7 月 30 日制定  
平成 23 年 月 日一部改正

## (趣旨)

第 1 条 この取扱方針は、環境影響評価専門部会運営要綱(平成 11 年 10 月 7 日制定。以下「運営要綱」という。)第 10 条の規定に基づき、環境影響評価専門部会(以下「専門部会」という。)の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

## (会議非公開の手続)

第 2 条 専門部会の会議に出席した委員または専門委員から運営要綱第 7 条第 2 号の場合に該当する旨の発議があった場合は、部会長は専門部会に諮り、出席した委員及び専門委員の過半数の同意を得て、会議の非公開を決するものとする。

2 会議の途中においても、前項に規定する手続により、専門部会の会議を非公開とすることができるものとする。

## (会議の傍聴)

第 3 条 傍聴人(報道関係者を除く。以下本条において同じ。)の定員は、概ね 10 人とする。

2 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の 30 分前から開始し、10 分前に締め切るものとする。ただし、傍聴人が定員に達した場合は、直ちに受付を締め切るものとする。

3 前項の規定に関わらず、受付開始の時点で傍聴希望者(報道関係者を除く。)が傍聴人の定員を上回った場合は、抽選により決定する。

## (傍聴人の制限)

第 4 条 次に掲げる者は、傍聴をすることができない。

(1) 銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器の類を携帯している者

(5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者(報道関係者であって、部会長の許可を受けた者は除く。)

(6) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

## (傍聴人の遵守事項)

第 5 条 傍聴人は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会議開催中は静粛に傍聴すること。

(2) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。

(3) 談話をし、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと。

(4) 携帯電話、PHSその他これらに類する機器は使用できないよう電源を切ること。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。(報道関係者であって、部会長の許可を受けた場合は除く。)

(8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

## (会議開催の周知)

第 6 条 専門部会の会議の開催は、運営要綱第 5 条第 1 項の部会長の招集の通知後、速やかに会議の名称、日時、場所、議題、傍聴人の定員その他必要な事項を示して周知するものとする。

## (会議資料の公表)

第 7 条 会議の資料、会議の結果及び議事録については、公表するものとする。

## (雑則)

第 8 条 この取扱方針に定めのない事項は、部会長が定める。

附 則

この取扱方針は、平成21年7月30日より施行する。

附 則

この取扱方針は、平成23年 月 日より施行する。

環境影響評価専門部会の会議の公開に関する取扱方針新旧対照表

改正前	改正後
第1条 略	第1条 略
第2条 略	第2条 略
(会議の傍聴)	(会議の傍聴)
第3条 傍聴人の定員は、概ね10人とする。	第3条 傍聴人(報道関係者を除く。以下本条において同じ。)の定員は、概ね10人とする。
<p><u>2 傍聴希望者(報道関係者を除く。)数が定員を超える場合は、傍聴人は先着順により決定する。</u></p>	<p>削除</p>
<p>3 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。</p>	<p><u>2 傍聴人の受付は、会議開催の当日、所定の場所において会議の開催の30分前から開始し、10分前に締め切るものとする。ただし、傍聴人が定員に達した場合は、直ちに受付を締め切るものとする。</u></p>
<p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 略</p>	<p><u>3 前項の規定に関わらず、受付開始の時点で傍聴希望者(報道関係者を除く。)が傍聴人の定員を上回った場合は、抽選により決定する。</u></p> <p>第4条 略</p> <p>第5条 略</p> <p>第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>第8条 略</p>